

議会運営委員会 会議録

=====
日 時 令和2年3月9日（月曜日）
午後4時23分開会，午後4時39分閉会
場 所 第3委員会室

日 程

- 1 開 会
 - 2 委員長挨拶
 - 3 議長挨拶
 - 4 協議事項
 - (1) 追加上程される議案について
 - (2) 令和2年第1回定例会最終日の開始時間について
 - (3) 沢辺地区における土砂等による埋立てに関する事案について
 - (4) その他
 - 5 閉 会
-

出席委員（6名）

委員長 海老原 一郎
副委員長 吉田 千鶴子
委 員 吉田 博史
委 員 小坂 博
委 員 鈴木 一彦
委 員 勝田 達也

欠席委員（1名）

委 員 塚原 圭二

その他出席した者（2名）

議 長 篠塚 昌毅
副議長 平石 勝司

説明のため出席した者（3名）

副市長	東郷	和男
市長公室長	船沢	一郎
財政課長	佐藤	亨

事務局職員出席者（4名）

局長	塚本	哲生
次長	川上	勇二
係長	小野	聡
主査	寺嶋	克己

傍聴者（0名）

○海老原委員長 それでは、ただ今から議会運営委員会を開会いたします。傍聴は無いですね。

(「はい」との声あり)

○海老原委員長 それでは、議長からご挨拶をお願いします。

○篠塚議長 本会議終了後のお疲れのところ、議運を開いていただきありがとうございます。今日は、3点ほど諮問がございますので、よろしく願いいたします。

○海老原委員長 それでは、早速、協議事項に入ります。協議事項(1)追加上程される議案について協議を願います。それでは、執行部をお願いします。

○船沢市長公室長 皆様、お疲れ様でございます。資料No.1をお願いいたします。最終日にご審議をお願いします追加議案でございます。議案第31号土浦市副市長の選任の同意につきまして、追加のお願いをさせていただくものでございます。説明は、以上でございます。

○海老原委員長 ただ今の説明で、何かございますか。

(「なし」の声あり)

○海老原委員長 確認です。11日の全協で、監査委員と一緒に説明ということで、いいのかな。

○船沢市長公室長 はい、その時に両方説明させていただきます。

○海老原委員長 はい、そういうことです。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○海老原委員長 はい。以上で追加上程される議案の説明は終わりました。その他、執行部から何かありますか。

○東郷副市長 前回の議運の時に説明させていただいた件ですが、3月11日の5時から、市長が日本煙火協会の懇親会に出席したいと報告させていただきましたが、新型コロナウイルスの関係で懇親会が中止となりましたので、市長の出席がなくなりましたので、報告いたします。

○海老原委員長 その他、何かございますか。

(「なし」の声あり)

○海老原委員長 それでは執行部の皆さんは退席していただいて結構です。

(執行部退席)

○海老原委員長 それでは、次に協議事項(2)令和2年第1回定例会最終日の開始時間について、議長から説明をお願いします。

○篠塚議長 令和2年第1回定例会最終日の開始時間について説明いたします。これは、3月3日に開催した全員協議会で、内田議員から提案された件でございます。当初、卒業式があるということで、3月19日は午後から開会の予定だったんですが、小学校の卒業式、来賓は無しとなりましたので、午前10時から開催できるんじゃないかという提案をいただきましたので、皆様に、諮問をさせていただくものです。会期の日程については、インターネットでの公開等、事前に告知をしておりますので、私としては、出来れば、時間については、そのままやらせていただければと思

っております。

○海老原委員長 この件について、何か、ございますか。

(「なし」との声あり)

○海老原委員長 よろしいですか。ということはですね、最終日の開始時間は10時からということですね。

(「違うよ、変えないだよ」との声あり)

○海老原委員長 え、逆か。内田議員がって言ったから。

○小坂委員 議長の意向が、そうであればね・・・。

○海老原委員長 いや、違う違う。

○勝田委員 議長の意向は変えないでしょう。

○吉田(博)委員 議長が変えないって言うのに、議運が変えろって言うのは・・・。

○海老原委員長 大変、失礼しました。

○篠塚議長 全協の中で提案があったものですから、議運で審議をいただければと。

○小坂委員 議長の方からは変えない方が良さだろうということなので、それを尊重すべきだろうと思いますが。

○海老原委員長 ということは、当初の予定通りで、変更なしで、13時半からということで、よろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○海老原委員長 はい。それでは、次に協議事項(3)沢辺地区における土砂等による埋立てに関する事案について、議長から説明をお願いします。

○篠塚議長 これも、3月3日に開催した全員協議会で、島岡総務市民委員長から報告された沢辺地区における土砂等による埋め立てに関する事案の調査結果に対して、柳澤議員から、総務市民委員会として、告発状のコピーの提出を、正式に執行部に請求してはどうかと、質問が出たものでございます。ここで問題になってくるのが、議員と執行部の関係でございます。委員会が、記録書類等を要求する場合、法的に担保されているのが、会議規則第97条でございます。読んでみますが、委員会は、法第100条の規定による調査を委託された場合において、これが、俗に言う100条委員会ですね、証人の出頭又は記録の提出を求めようとする時は、議長に申し出なければならないと、この部分が、議会に担保されている資料等の請求権でございます。今回の総務市民委員会での調査におきましては、小松澤部長を始め、担当職員が出席をし、出せる範囲での書類も提出していただきましたが、これは、委員会の審査をスムーズに進めるため、執行部にお願いしたものでございます。本来であれば、調査権の主体は議会であり、議会の調査権を行使するには、議決が必要となります。一般的には、委員会に包括的な権限を委任することはできません。今回、弁護士の助言もあり、執行部が提出を拒んでいる書類の提出を求めるということであれば、柳澤議員の要求は、総務市民委員会に、地方自治法第100条の調査権を付与し、調査を続行させる必要があるのかどうかということになると思います。島岡委員長の報告にもありましたが、司法の手が入っている案件でありますし、私

も総務市民委員会のメンバーで、調査の内容は、よく理解しての上で申し上げますが、現段階で、私は、その必要性はないものと考えております。議会運営委員会の考えをお聞かせ願いたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○海老原委員長 皆様、ご意見等はございますか。

○小坂委員 総務市民委員長の報告を聞きまして、ある程度、かなり調査をされてるようでしたので、また、司直が関わっている事案でもありますし、この程度って言う言い方は失礼ですが、十分、調査をしたんじゃないかと、私は感じましたので、100条委員会というところまで行く話ではないと思います。

○篠塚議長 委員長、根拠ということで、局長から説明をさせていただいてよろしいでしょうか。

○海老原委員長 はい。

○塚本事務局長 説明させていただきます。柳澤委員の意見の中で、刑事訴訟法第47条を取り上げておりました。第47条を読みます。訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない。但し、公益上の必要その他の事由があって、相当と認められる場合は、この限りでないとなっております。柳澤委員のご意見は、この但し書きに該当して資料請求が可能なのではないかというものでした。この但し書きについて、調べてみました。つまり公益上の必要とは、どのようなものであるかなんですが、ある凡例の中で、公益上の必要の一例を解説しているものがありました。この一例として衆参両議院の国政調査権が挙げられておりました。つまり、この国政調査権は、普通地方公共団体では、100条調査権に該当するものと考えられ、よって、100条調査権によって、告発状のコピーを請求できるものと推察いたします。

○吉田(博)委員 刑事訴訟法第47条、我々も、良く知っているが、但し書きのところが引っかかっていたんだけど、今の局長の説明で、よくわかった。

○勝田委員 条文の話で、公判の開廷前はとあるんですが、要は、まだ開廷していないということですよ。

○吉田(博)委員 そう。起訴されて公判になれば構わないと。

○勝田委員 理解しました。

○海老原委員長 それでは、この件については、何もしないということで、島岡総務市民委員長の報告で、報告は終わったんですが、あれでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○海老原委員長 それでは次に、協議事項(4)土浦市議会委員会条例の一部改正について事務局から説明をお願いします。

○川上事務局次長 2月の議会運営委員会におきまして、6月議会から予算決算委員会を審議をしていけるように、改正の手続きを取るようとの指示をいただきましたので、条例の改正案を作成いたしました。改正案を説明させていただきますので、資料No.3をご覧ください。改正後の条文が左側の箱になります。常任委員会の名称、委員の定数及び所管を規定している第2条の1項に、(4)として「予算決算委員会、

定数24名」が入ります。所管の部分ですが、「一般会計の予算の議案、並びに一般会計及び特別会計の決算の認定の議案に関する事項」となります。これは、予算の議案書と決算の議案書の作り方に違いがあることから、このような文言とさせていただきます。予算の議案は、一般会計、特別会計、それぞれに議案番号がふられることから、分割付託されてきたのは、一般会計の議案のみでございました。しかし、決算の議案につきましては、水道会計を除く特別会計は、一般会計とひとくくりとなり、認定第1号として上程されてきたことから、このような言い回しとなるものでございます。また、この予算決算委員会は、全議員所属とすることから、第2項に、予算決算委員会の他、いままで通り、必ず、一つの常任委員会に所属をすると改めるものでございます。最後に、施行日ですが、6月議会から、この予算決算委員会を発足させるということで、「定例会の開会日から施行」と、付則に定めるものでございます。説明は以上です。

○海老原委員長 皆様、ご意見等はございますか。

○吉田(博)委員 いいでしょう、これで。

○海老原委員長 それでは、この通り改正していくことにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○海老原委員長 ご異議なしということで、改正を進めさせていただきます。この後、条例の一部改正については、最終日ですか。

○川上事務局次長 上程は最終日です。

○吉田(博)委員 議員提出議案なんだろう、これ。

○川上事務局次長 委員会提出議案になります。

○吉田(博)委員 そうだな。

○海老原委員長 それについての議運は。

○川上事務局次長 最終日の休憩中に、議運、全協、本会議という流れになります。

○海老原委員長 では、そういったことでやらさせていただきますので、よろしく願いいたします。協議事項(2)から(4)の結果については、11日の全員協議会におきまして、私の方からご報告をさせていただきます。その他何かありますか。

○篠塚議長 新型コロナウイルスの対策の件で、土浦市の対策本部が立ち上がっているんですが、幸い、茨城県では、まだ、発症例が出ていない。ただ、いつ、これがどうなるかわからない。議会中にですね、発症者が出た場合に、対策本部が開かれそうなので、その場合、議会、休憩とさせていただきます。それで全員協議会を、すぐに開いて、こういう状況で、暫時休憩になっている報告をして、その後、対策本部の決定が出たら議運を開いていただいて、今後の議会の対策という形になると思いますけど、そういうことにならない事を祈ってますけど、一応、ご報告まで、よろしく願いいたします。

○小坂委員 土浦市内で出たらということですか。

○篠塚議長 いや、茨城県内で出た場合に、土浦市の対策本部に連絡が来ますので、そこで対策本部が開かれて、どういうふうにするか、決まってから。

○海老原委員長 よろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○海老原委員長 それでは、以上を持ちまして議会運営委員会を閉会します。